「国家シェア」概念に関する諸問題

坂 野 光 俊

はじめに

国家・公的部門の経済的役割を数量的に表現する場合,分子に政府支出・租税収入・国民負担額(租税+社会保険料)等を,分母に国民経済活動規模を表現する国民総生産・国内総生産・国民所得等をとった比率が用いられることが一般的である。国家・公共部門の国民経済に占める割合を示すこれらの指標を,一括して,「国家割合」または「国家シェア」(ドイツでは Staatsanteil, Staatsquote と言われる)と表現できるとすると,この概念は経済政策・財政政策をめぐる論議において様々な形で活用されている(以下においては国家シェア概念を括弧なしで使用する)。

例えば、1970年代の半ば以降に、「大きな政府」か「小さな政府」かという政策論争が展開されたが、これは、70年代初頭における国際金融危機・資源エネルギー危機を契機にして生じた激しいインフレとそれに対処するための引締め政策が、世界的に深刻な不況を引き起こし、それまでの経済・財政政策を主導したケインズ主義的福祉国家路線の破綻が意識され、その一環として政府の失敗が主張されたことと関連していることは周知のことである。その中で、政府の規模が過大になった証拠として国家シェアの上昇が、一つの指標として用いられた。この場合、国家シェアが、政府の支出や収入・税収の絶対額より、より簡潔にかつ情報豊かに、公共部門の経済的役割を表現するものとして、現実分析、経済実態の叙述の一つの尺度として用いられている。

国家シェアは、実証的分析の1手段として用いられるのみでなく、政策実施の1基準として規範的に使用される場合もある。例えば、近年国際的に重要視されている経済援助政策の国際的基準として先進国は GNP の一定割合の ODA を達成すべきであるとか、環境保全対策費を GDP の何%まで拡大すべきである、という主張や国際協定を巡る論議は、そうした事例である。国際的にこの比率が規範的に用いられた最初の例は、第一次大戦後の戦後処理と関わって、ヴェルサイユ条約において、戦後ドイツの租税負担は、条約参加国のうちで租税負担率が最も高い国の負担率よりも軽くなってはならない、という形で規定されたことであると言われているが、今後国際協定等でこうした規範的な使い方が増えていくことが予想されよう。

更に、将来展望や中長期的な経済計画等における政策目標の達成基準との関連で用いられる場合がある。本稿で問題にする西独の場合、1972年に当時政権の中心にあった社会民主党 SPD が13カ年の長期政策プログラムにおいて、国家シェアの引上げ目標を呈示したことはその例であるし、わが国で臨時行政調査会や財政制度審議会が将来展望として、国民負担率を40%台のなかば

以下,あるいは50%をこえてはならない等と政策運営基準を呈示したことも、そうした使用法の例であろう。

本稿は、このように近年頻繁に使用され、重要な意義を与えられている国家シェア概念について、その形成・計算の技術的特徴とそこから生ずる問題点を確認し、この概念を使用した現実分析や政策論議において、如何なる留意点が必要であるかを検討するとともに、次稿で1970年代前半の西独における国家シェア上昇の意義を考察する際の方法論的前提を明らかにすることを課題としている。従って、専ら西独における議論を中心に考察する。

第1節 国家活動の全体像とその数量的把握の限界

国家シェアは、以下に論ずるように、その割合・比率の算定の際の方法論的特徴に規定されて、 幾つかの問題点を持っているが、それらの検討に入る前に、そもそも国家・公共部門の活動を国 家シェアという数量的尺度で捉えることの限界を把握しておく必要がある。

国家活動の規模の増大を最初に指摘し、その意義の重要性を「経費膨脹の法則」"Gesetz der wachsenden Ausdehung des Finanzbedarfs"として定式化したと言われる A. ワグナーは、元来「国家活動増大の法則」"Gesetz der wachsenden Ausdehung der öffentlichen, insbesondere der Staatsthätigkeiten"を主張したのであるが、彼の場合、国家活動は財政需要・経費支出と等置されていたので、国家活動の増大は財政需要・国家経費の増大と同義のものとして「法則」化された。それ故、「ワグナー法則」においては、財政需要・国家支出の形態をとらない、従って財政統計等には現れないかごく限定的にしか反映されない国家活動の意義の重要性については殆ど注目されていないと言えよう。

しかし、国家支出に殆ど反映されないが民間経済主体の活動に影響を及ぼす国家活動が存在しているのみならず、そのあり方の相違が重大な意義を持つをもつ場合が数多くある。若干の例をあげれば、そのことを容易にかつ具体的に理解することができよう。環境保護行政において環境汚染物質の排出基準を如何に設定するかは民間企業・家計の行動様式に重大な影響を及ぼす。自動車の排気ガス中の窒素酸化物 NOx の濃度の基準を従来の半分に削減するという厳しい基準の設定は、国家支出の増大を殆ど伴なわないが、自動車メーカー及び関連企業の経営状態のみならず、国民生活環境に、引いては国民の健康状態に多大の影響をもたらす。また、社会保険料の民間負担の水準とその配分割合の変更は、国家支出の変化を伴なわないが、企業・家計の行動にはかなりの影響をもたらすものである。

更に、これらと若干性格の違うものであるが、国家シェアの変化を伴なわないが、公共部門の民間に対する影響の変化をもたらすものに、国家経費の支出方法や国家収入の徴収形態の変化がある。例えば、同額の租税収入を上げることできるが、直接税と間接税の割合が異なる税制は、国家シェアとしての租税比率は同じであるが、民間経済活動・家計行動に与える作用はかなりの差異をもたらす。後に検討するように、総シェアまたは全体シェアと部分シェアまたは特殊シェアとの区別を考えると、特殊租税シェアを用いれば、直間比率の変更は国家シェアの変化として捉えることができないわけではない。しかし、同一の税目で同額の税収を異なる仕方で徴収する場合には(例えば、所得税における税率の累進度の変更、一般売上税における標準税率と軽減税率との組合せの変更や非課税品目・免税品目の変更等)、国家シェアの変化としては、総租税シェアとしても

特殊(部分)租税シェアとしても全く変化はないが、国民経済・生活のあり方にはかなりの変化 を引き起こし得る。同様の問題は、国家支出の側でも指摘することが可能である。

逆に、国家シェアの変化をもたらすが、公共部門の経済活動実態としては基本的に変化していない場合もあることを考慮しておく必要がある。例えば、西独における1975年の税制改正の際に、所得税法上の児童扶養控除制度の児童手当支給制度への転換は、国家シェアの上昇をもたらしたが、それは国家活動の強化ではなく、第一義的には同一政策目的を実現するために適用されている政策手段が変更されたものであり、国家活動の対民間経済効果としては基本的変化はない。

特定の政策目的を実現する場合に、税収を支出する形をとる場合は国家シェアの増加に反映されるが、減免税により政策効果を挙げようとする場合には、むしろシェア低下が生じる。このいわゆる租税支出 Tax Expenditure についてはアメリカの場合のように、予算書に税目ごとに詳しい減免額が記載されたり、西独の連邦財政のように補助金報告に目に見える補助金と並んで目に見えない補助金として詳細が公表されると、ある程度はその効果の数量的把握は可能であるが、シェア計算の際に考慮されないのが通例である。

以上のように、国家シェアの変化として現れないが国民経済的に多大の意義を持つ国家活動の変化(また、国家シェアの変化をもたらすが国家部門の民間部門に対する作用の実態としては基本的な変化をもたらさない場合)が存在することを認識しておくことは、国家シェア概念の使用において一般的に大切であることは勿論であるが、特に、国際比較をする場合に多大の注意を要する点である。

第2節 国家・公共部門の範囲の定義について

国家シェアの算定には、経済活動を国家部門と民間部門とに明瞭に分割することが前提となるが、この点は、統計実務上簡単ではない。その区分の仕方としては、現実の制度・機関を基準にして区分する方法と機能を基準にして区別する仕方とが考えられる。

制度的基準を用いて両部門を区別するとき、西独において、連邦制国家機構を形成する3レベルの公共団体(連邦政府、州政府、市町村)のそれぞれが、公共部門に含められることは容易に理解されることであるが、問題はその周辺に多数存在している関連諸機関の取り扱い方である。活動規模から言って重要なものとして、社会保険機関、公企業がある。その他にも、公共団体の特別財産・基金(特別会計)、いわゆる外殻団体的な諸機関・団体をどちらに分類するかの問題がある。

機能的基準を用いて、公的任務を遂行しているものを公共部門に含めるとした場合、そこにも一義的に区分できない諸機能が存在し、殊に同一の機関の活動が公的機能と私的機能と結合している場合(現実にはこうした複合性は多くの場合に見られるが)、区分不能に陥ってしまう。

西独における現実的な処理としては、財政統計と国民経済計算の2方式が存在している。しかし、この両者には相当の相違が存在している(ここでは、国家部門と民間部門との範囲の確定に関連して両統計の相違点のみを取り上げる。その他については関連項目のところで取り上げる)。まず、国際的に統一した基準が存在している国民経済計算において、ここで問題にしている国家シェアに該当する国家部門の範囲は、公共部門を構成する一般政府と公企業の両者のうちの前者の範囲を指している。従って、前記の制度基準による分類における問題点との関連で言うならば、連邦、州、市町村という公共団体に加えて社会保険が公共部門に含められ、公企業は除外される。かなりの

特別財産は公共団体の機能の一部を代行するものとして一般政府に含められる。それに対して、 財政統計においては、社会保険や公企業は除外され基本的に公共団体のみがその対象範囲に含め られている。

従って、経費支出について国家シェアを算定する際、分子の範囲、数値が異なり、財政統計による総支出シェアに比較して国民経済計算を用いた総支出シェアの方が、社会保険を含む故に、大きな値をとることになる。

財政統計と国民経済計算とは、それぞれに特徴があり、研究目的に応じてそれぞれの統計資料が利用されることになるが、国家シェア算定の際に基準とされる国民経済や民間部門の経済活動の数量的把握が国民経済計算によりなされ、また国際比較上の理由もあって、総じて国民経済計算による国家シェアの計算の方が、より頻繁に利用される。従って、以下では国民経済計算(の統計数値)を中心にして、補完的に財政統計を取り上げる形で論じることにす δ 。

第3節 国民経済計算における国家活動把握の方法的特徴とその問題点

- I. 国民経済計算における国家活動把握の方法的特徴
- 1. 周知のように国民経済計算において計算される社会的生産物は,一期間内に生産された全財貨の価値表現である。これに民間の消費財,投資財及び対外経常余剰が属することは自明であるが,国家はその生産物を市場を介さずに無償で提供する故に,国民経済計算において公共財の産出額を直接算定することが出来ず,公共財をどのように属させるかについては問題が生ずる。

産出 output の市場価格を直接計算する民間財とは異なって、公共財については、アウトプットの代わりに投入 input が用いられる。即ち、公共部門での財及び諸要素のインプットは公的アウトプットに直結するものとして、公的産出は例外なしに民間による引取りか公的資本ストックへの流入として処理される。公的生産コストが公共財に対する評価基準としての役割を演じるわけである。かくして、国家活動の経済的解釈には、 $[人件費+物件費] \to$ 公共財生産のためののためのインプット→公共財のアウトプット→民間経済主体による利用へ、という過程が前提される。

2. しかし、この想定には公共財の評価と公共財政の利用・使用の両面において、疑念が生ぜざるを得ない。

アウトプット評価に代わってインプット=コスト評価を用いることは,技術的に実施可能な代替的方法として容認されても,体系的な欠陥を持っている。即ち,民間財と公共財という社会的生産物を構成する 2 大グループの評価基準が全く異なり,それらのフローの間の比較可能性が失われ,両者の合計による社会生産物の算出は方法的整合性を持たなくなる。更に,後にみるように,公共部門の生産活動における生産性の測定が出来ないという欠陥をもたらし,公共部門での効率の考慮を困難にするとともに,国家支出の名目額の実質化を厳密に実行することを不可能にする。

その上、インプットの市場価格評価に関しても、それが厳密に可能であるかという点では疑問なしとしない。即ち、若干の事例(軍需品の購入価格)においては、競争が存在するか疑わしいし、そもそも市場価格自体が存在しない場合(兵役義務者の俸給)が考えられる。

公共財の利用・使用については2つの問題点が生ずる。第一は、公共財は異質な諸活動の集合

であるという特徴と関係する。すなわち、① 異なる公共財は経済主体に対して非常に違った程度で効用をシフトすると思われる。例えば、軍事活動と保健・教育活動とが同じ効用をもたらさないなら、軍事活動は GNP から除外すべきであるということになるが、しかし、費用面では防衛費と同一と見なされる「対外安全」という公共財が「福祉増進的」効用を持つと考えれば、それを GNP から除外することはできない。その上、GNP は福祉基準としてのみでなく、生産基準としても用いられることを考慮すると、軍事活動も GNP の大きさに考慮されるべきだということになる。この問題は理論的処理が不可能であり、結局、すべての国家活動は無差別に取り扱かわれる。よりよい方法がない状態では、満足すべきものではないが、やむをえないとされる。

第2の問題は公共財の最終需要と中間財利用とへの区別に関わる。公共財は一部は家計への最終需要となり、一部は企業への中間生産物となる。公共財を最終需要と中間生産物とに区分することは実務上不可能であるので、社会的生産物には最終需要のみを含めるという原則は、民間財については貫徹されるが、公共財については守られない。従って、国家活動の数量的指標の信頼性に対しては、疑問が残らざるを得ない。

こうして、曖昧さは、特に、公共財の規定が間接的にしか行われ得ないこととその評価がコストによってなされることの2つから発生する。前者から、① 公共財がどの程度需用されるのか。② 公共財はどの程度効用をシフトするのか。③ 公共財はどんな割合で最終需要と中間生産物に区分されるのかの諸点が曖昧になり、④ 同じ理由で、国家消費からの公共投資の区別が正確に行えない。後者が原因となって、計算過程に混乱が生じ、そのため実物次元での国家活動の間違った解釈が生じ得る。

以上のように、国家シェアをめぐる方法論上の最も基本的な問題点は、公共財(国家支出を介して示される国家給付)の価値・価格と数量を直接に把握できないことであり、それは公共財が市場を介して販売されるのではなく、無償で譲渡されるという公共財の基本的性格に起因している。

Ⅱ. 公共財評価の特徴から帰結する問題点

1. 実質値と名目値

国家シェアは、通常、名目値で計算される。しかし、国家シェアの時系列的展開において同じ変化動向を示す場合でも、全く異なる要因に起因することがあり得る。景気変動の影響を無視しても、時系列における名目国家シェアの上昇は、公共財の供給量の相対的増加によるのか、国家の財貨サービスの購入価格が民間財貨サービス価格に比べてより大きく上昇したのか、のどちらでもあり得る。これら原因を区別するためには、国家シェアの名目値の系列を価格上昇分を調整して実質化することが必要であるが、国家部門の財貨サービスについてその作業を行うことは著しく困難である。

リットマンは、移転支出と人件費と物件費に別けて、それらを実質化する方法を検討している。まず、移転支払について年金支払の場合は、生計費指数で直接に実質化し得る。企業補助金の場合、単一の適切なデフレーターは存在しないが、実態において補助金の占める割合は大きくはなく、GNP デフレーターで代用できる。

次に、公共財の名目額(名目的な物件費と人件費)の実質化については、本来的困難がある。国家の生産のために投入された財と諸要素について価格成分と数量成分とが分離できるなら、国家

的投入の価格調整により公共財の名目価値も修正され、公共財の価値はほぼ実質タームで表現される、というのが現行方式の基本的発想である。即ち、コストによる評価に伴なう問題点を度外視して、インプットの実質化でアウトプットの実質化が可能であると仮定するのであるが、しかし、そのインプット実質化が一定の困難を伴なっている。

国家が企業から入手する財の価格の実質化は、理論的には簡単である。サービス給付を例外として、ここでは数量と価格は、原則として簡単に分離できる。

それに対し、国家の人件費により名目的に表現される生産要素投入の修正は、遥かに困難である。確かに、数量分は労働時間(労働の質的差異を考慮した)で表わして、数量と価格を相互に区別することは可能である。しかし、ここでアウトプットの実質化をインプットの実質化と等置することに関わる問題点が浮上する。即ち、公共部門における生産性の変化がまったくないならば、ことは簡単であるが、国家部門における技術的革新の導入は、公務従事者の労働生産性に影響し、それを高めると想像される。時系列「人件費」の価格調整に際し、現実に生じている生産性上昇を度外視して、インプットの実質化を公共財アウトプットの実質化として処理すると誤りを犯すことになる。人件費の上昇を生産性上昇の指標と見なすこと(名目国家シェアを実質国家シェアの指標と見なすこと)も、公共部門において何等生産性上昇が生じなかったと考えること(人件費の増大はすべて価格の名目的上昇と見なすこと)も、ともに現実を反映し得ない極端な想定である。こうして、名目額の実質化の問題は、もう一つの基本問題である国家部門における生産性(上昇)の測定問題へと連なる。

2. 国家部門における生産性測定の問題

一定期間に公共部門において生産性上昇が全くなかった場合だけ、公的インプットの実質値の 時系列は、国家により供給された給付の実質量についての一指標の意味を持つが、公共部門にお いても生産性上昇はあり得ることを考慮する必要がある。

国家部門における生産性とその変化を測定するためには、原則として、生産物の数量生産が要素・労働の投入に帰属され、尺度として「人・時間[マンアワー]当たりの産出」が適用できるようになることが必要であるが、これは民間部門では適用可能だが、公共部門では公共部門のアウトプットが異質量の集合であり、数量成分と価格成分との区別が出来ないので、適用不可能である。この議論は堂々巡りとなる。「公共財」アウトプットの名目価値の直接的デフレートを企てるか、インプットについての間接的精算を企てるかに拘らず、どちらでも同じ基本的な障害に突きあたる。

公共財の量的供給をとらえ得ないという障害を克服するために代替的な手続きが考え得るが、 それらについてリットマンは、それまで考案された2つの手続きを検討している。

第1の方法は、生産性を測定し得る個別現象から得られた値を全公共財に一般化するもの。この手続きは、原則的に、2、3の国家活動のみ(例えば、ごみ処理、航空交通管制、大学の授業等)をとらえればよい。しかし、これには2つの問題点がある。一つは、公共財に割り当てられる数量基準は偶然の選択にまかされ、しばしばただ一つの測定可能なメルクマールのみをとらえてしまうこと。第2は、若干の国家活動の生産性測定の値が、国家活動の全体の代表と見なされる。しかし、ごみ処理と航空交通管制における生産性上昇の平均値から、学校サービス・行政サービスの生産性上昇を推論することには大きな疑問が残るであろう。

生産性測定の第2の代替方法は、類似の民間経済部門、特にサービス供給産業における生産性変化を代用するもの。これにも問題がある。国家部門と民間部門との諸活動は、生産性調査の結果を無制限に転用できるほど同質のものではないし、民間生産性指数の比重類型をそのまま引き移し得るほど、類似の諸活動が両部門で同じ比重で行われているわけでもない。さらに、民間のサービス産業の組織と行動様式は国家のそれとは全く異なる。民間企業は市場によって合理化を強制されるが、公的行政は同様の圧力の下にあるわけではない。

リットマンは、これらの問題点、限界を自覚することにより、一定の条件付きで、これらの方法を使用して国家部門における生産性上昇を推定することは、正確な測定は不可能としても、国家は何等生産性上昇に縁がないという印象を是正し、公共財の実質的発展を大まかに見積もることはでき、そういう試みは、すべての努力を単に断念するよりはましである、あるいは、名目値の時系列を是正し、少なくとも実質的発展の一つの可能な、完全に非現実的ではない経路を暗示するのを助けることができる、と肯定的に評価している。

以上のように、リットマンは、一定の限定条件付きで、公共部門のアウトプットの生産性測定の可能性を承認し、従って、国家経費の名目値の実質化および名目国家シェアの実質化の有効性を条件付きで承認する。それに対して、より現実の行政・政策当局の施策に責任を持つ立場の委員会答申は、より懐疑的である。

これらの考察から次のことは確実に言えるし、それは現実分析に際してはかなり重要な意味を持ってくる。即ち、「生産性上昇が民間部門の方が公共部門より高いということは充分にあり得ることであり、そのことを仮定するならば、名目国家シェアが時間の経過の中で一定であることは、国家部門による資源利用と民間部門による資源利用が一定不変のままであるなら、GNPに対する国家的給付の割合が後退し、民間財の割合は上昇していることとを表している。このことは、実物経済的関連を評価する場合に大きな意義を持っており、名目国家シェアの展開を解釈する際に軽視されてはならないことである。」

第4節 国家シェア計算上の諸問題

本説の叙述は、国家シェア計算上の諸問題に関する委員会答申の諸論点を要約し、他の研究論 文による必要な補足を行う形で展開する。

Ⅰ. 支出側の国家シェア

1. 本来の構成割合か関係比か

本来,構成割合・シェアという場合,分子は分母の構成部分でなければならないが,国民経済計算の GNP または GDP を分母にし,公共部門の支出全体を分子とする比率を計算する場合,分子は分母の構成部分ではない移転支出を含んでいる。移転支出(家計に対する扶助的支出と企業・事業体への補助金)は,国民経済計算においては民間家計・企業の支出として取り扱われる。この公共部門による再分配の流れを分子に加えて計算すれば,分子のシェアは論理的には100%を超えることがありうることになる。この点で,シェア概念に適合的な比率計算をするには,公共部門の支出のうち,移転支出を除外して財貨サービス購入(いわゆる実支出)のみを分子の範囲として,実支出比率を計算しなければならない。1960年代から70年代にかけて上昇が著しいのは,

まさに、移転的支出であり、その意味でこの問題は国家シェア論にとっては重要な論点である。

2. 分子の値の算定の仕方の問題

この問題は、支出の範囲のきめ形と支出の帰属年度の問題であり、財政統計と国民経済計算とでは、異なる取り扱いがされている。まず、支出の範囲に関しては、例えば、公共部門による民間に対する貸付金・信用授与は、財政統計では支出として扱われるが、国民経済計算では支出としては処理されない。支出の帰属年次については、国民経済計算は発生主義によって経費支出の年次帰属を行うが、財政統計は現金主義によっている。従って、分析目的に応じて、どちらの数値を使用する方がよいかかを判断することが必要となる。

3. 分母の取り方の問題

分子の値が同じでも、分母に GNP [市場価格], GDP [市場価格], NNP [要素費用] =国 民所得, NNP [市場価格], 可処分所得等のどれを用いるかにより国家シェアの値は異なる。問 題のポイントの一つは, 市場価格ベースか要素費用ヘースかの問題, すなわち間接税 (補助金と の相殺をした後のネットの税額)を含むか否かの問題である。もう一つの論点は, グロスかネット かの問題, すなわち, 減価償却部分を含むか否かの問題である。

この点で大蔵省諮問委員会の多数派は、国家シェア算定の分母としては、GNP が適当であると断定している。その理由として、委員会は、① 要素費用ベースの NNP では、間接税も補助金も考慮しない、② ネット量では、償却額が評価されない、③ その他の社会的生産物概念の適用は方法論上有利ではないと述べている。そして、GNP 以外の値を基準数値とする場合には、その理由を付して利用しなければならない、と指摘している。

社会的生産物を国籍ベースで捉えるか領土ベースで捉えるかという問題は、理論的差異を含んではいるが、実務上は両者の数値の差が無視し得るものとして関心を呼ばないためか、答申は、そして一般的に当時の西独の研究論文では、GNP と GDP との優劣については論じていない。

4. 一般的・全体シェアと部分的・特殊シェア

分子が国家部門全体の支出をカバーする一般的国家シェアと異なって,特殊シェアは,歳出を 区分し,そのそれぞれを分子にしてシェアを算出することが一定の有効性を持ち得ることに関連 している。歳出の分類基準は幾つかあるが,主要には,国民経済計算における経済的分類と財政 統計で用いられる行政目的別・機能別分類である。

経済的分類基準に基づく国家シェアに関連して、委員会答申は幾つかの注意点を示している。 ① 1973年度の国家シェア40%ということの意味をどう理解するかに関わって、そのことが国家 部門が自分の活動のために GNP の40%を利用していることを意味するものではない。② GNP 利用に対する国家の請求割合を示すためには、財貨サービスへの国家支出シェアが用いられるべきである。③ 国家部門自身によって創出される GNP 部分の割合は、「GNP 生産に対する国家の貢献」として、1973年には10.5%の数値であり、無償給付によって民間家計・企業に利用される公的給付の対 GNP 割合は、むしろ、② で問題とされた財貨サービスへの国家支出の比率が情報提供してくれる。④ 財貨サービス購入を国家消費と粗投資とに区分することに関連して、国家消費よりも粗投資の方が望ましいという誤解があり、それが両概念により表現されるもののイメージが異なることに基づいていると指摘し、こうした評価を伴なってこの概念を用いることが妥当ではないと解説している。

また、委員会は、機能的分類に基づく特殊国家シェアが信頼し得る情報を与えないとして、その理由について次の諸点を指摘している。すなわち、① 同一経費の多目的性、多義性から分類が極めて難しく、推測が入らざるをえない。② 歴史的比較のためには、分類基準が不変であり続けることが前提であるが、分類基準が時間的に変化するので、歴史的比較が困難である。③ 機能別分類による支出は、物件費、人件費、扶助支出、補助金、国家貸付等々の異なる経済的性質の経費を含んでいる。この様な経済的に異質な経費を含む支出群を分子に用いてシェアを算出すると、しばしば不正確なシェア計算をもたらすのみならず、個別の機能領域内部での支出の一部と結合している財貨サービス給付の評価を困難にする。以上のように、機能別の特殊国家シェアにより提供される情報は、機能別分類に特徴的な不明確さによって非常に制限されている。機能別のシェアは原則的には、事態に対する第一次的な指摘を与えるにすぎない。特に、国際比較の場合には、追加的に、シェアの水準の差が何に基づいているのかを検討することが必要である。

Ⅱ. 収入側の国家シェア

1. 収入シェアの一般的諸問題

委員会答申は、支出側と基本的には同じであり、特に収入だから特別という問題はなく、基準量 (=分母としての)も基本的に GNP でよいとしつつも、少数派に配慮してか、例えば、直接税がどれだけの割合を国民所得や民間諸所得に対して占めるかというマクロ経済的問題設定のような場合には、GNP 以外の基準値 (国民所得)を分母にして構成割合を出すことが必要な場合があると述べている。

公的収入の分類については、伝統的に公債収入と非信用収入との区別がされているが、非信用収入のうち、特に租税収入…部分的に、料金、特に社会保険料のような租税類似の公課を含んで…が注目され、租税シェアは広範に用いられている。

広義の収入のなかに国家が民間又は外国から受けとる全ての受入(信用を含む)を含めて、この意味の公的収入をGNPに関係づける収入シェアは、あまり一般的には用いられないが、その理由について、答申は、財政統計からの数値を用いれば一般的国家シェアと同じとなるからだろう、と述べている。

2. 公課及び租税シェア

国家の非信用収入全部を比率計算で考慮すると、その比率は、国家の公課徴収により民間部門から取り上げられ国家に移転されるものの割合が GNP に対してどの程度であるかを示すことになる。しかし、国家は規則的にその収入の一部を移転の形態で民間部門に再び返還するので、この公課シェアからは、所得部分がどの程度最終的に民間から公共行政に移転されたかは分からない。

その他、この公課シェアについて注意すべきことは、その中に租税以外に、社会保険料、手数料、負担金、公的事業収入が含まれるということである。租税および租税類似の収入は、一義的に強制課徴金として分類され得る。しかし、他の収入は原則として給付に対する対価を表現する。国家に対する民間部門個人負担という考えは、……支出効果を考慮しない限り……ただ強制課徴金にのみ妥当し、公的給付に対する対価や手数料には妥当しない。しかし、公的収入を強制課徴

金と公的給付対価とに区別することは、客観的基準よりもむしろ形式的基準に基づく場合が多く、特に国際的比較の際にはその問題点が明白になる。例えば、フランスの煙草専売は西独の煙草税と類似性を持つが、煙草専売からの剰余金は……外的特徴で判断されて…公的給付対価とされる。この例が示すように、個別ケースでは、特定の国家収入が形式的のみならず実質的にも公的事業収入であるのか、またどの程度そうであるのかを確定することは、大変困難である。そのため、強制課徴金と対価的収入とを区別する問題は公課シェアを具体的に規定する場合にしばしば軽視される。

さらに、問題は混合財源調達により一層複雑にされる。公的給付、特に自治体給付の場合、コスト全額の負担が意図されていないかそれを行い得ない場合、しばしば租税と使用料金とによる混合財源調達が行われる。

租税シェア計算の際に、どの国家収入が租税として妥当しているか、従って割合計算に一緒に込められるべきかの問題が発生する。原則的には、狭義の租税の他に、租税類似の収入をシェア計算に考慮しなければならない(特に、国際比較の場合に比較対象諸国の定義が同じ基準かもしくは少なくとも類似の基準でない場合には)。租税シェアに社会保険料を組み入れる必要性については、比較的容易に理解できよう。というのは、他の国では相応の収入が一部形式的にも租税として妥当しているから、あるいは西独では社会保険への補助金が租税により賄われており、従って社会保険制度が最初から間接的に考慮されている、ということから既に明らかである。

個別の税または租税グループ (例えば、直接税) の収入が GNP, 国民所得あるいは公的総収入との対比で算定される特殊租税シェアについては、各税目の他の税目に対する区別は殆ど法的基準に従ってのみなされ得るから、特殊シェアは、原則的に、国際比較に適した情報を提供するものとはいい難い。それの本来的適用領域は特定国の税制の状態と発展動向についての概観に限定すべきであろう。

3. 新規起債シェアの諸問題

国家の信用収入についても、しばしば構成比が計算される。その際、純起債額(ある期間の国家の信用収入からこの期の償還額を控除したもの)を基礎にすべきで、旧債の新債による借換えも含む総起債額をベースにしてはならない。マクロ的には、総起債額は殆ど意味のないものである。公債シェアにそれを用いることは誤解のきっかけを与えるであろう。例外的に総起債額を用いても意味があるのは、総信用フローについて(例えば、公債管理との関連)の研究の場合のみである。国家のネットの新規起債額が公共支出に関係づけられると、この割合は、国家がその支出のどのくらいの部分を強制課徴金を通じるのでなく、信用収入で調達しているかを示す。分母として民間資産形成が選ばれると、それにより得られる割合は、国家が民間資産形成をどの程度活用するかを表現する。

新規起債比率の場合にも、特に国家間の全ての信用関係を計算にいれないため、その比率の表現力を相対化する重大な定義上の区分問題が発生する。すなわち、この比率の高さは、公共部門に如何なる制度・機関が含まれるかに大きく依存する。その際、公共団体が他の国家機関から信用収入を得ている場合が多様に存在しているので、新規起債割合の高さは、公共部門が狭く規定された場合の方が、広く定義された場合よりも高いということが生じ得る。その点については、公共団体の社会保険機関からの借入、あるいは連邦の年金保険への法的に確定された補助金の延

期等を考えれば、容易に理解することができよう。更に、プロジェクトの担い手に転嫁された信用収入も含められているかどうか、またどの程度含められているかも、重要である。

4. 公債残高比率

新規起債比率の他に、いわゆる公債残高比率が政策論議において重要な役割を演じている。例 えば、他の諸国の比率が西独より高いことを理由にして、西独はもっと公債ファイナンスの可能 性をもっている、というような議論がされる場合がしばしばある。しかし、公債残高比率は、次 の諸理由から疑問のあるものである。

問題点の第一は、そこでは真の構成比率が形成されておらず、(マイナスの)資産量 [ストック量] とマクロ的所得フローとの間の関係は、2つの数値が何の内的関連を持たない故に、非常に限られた表現内容しか持たない。その上、事態の歴史的な特性は数字には現れない。例えばアングロサクソン諸国において、公債残高の水準は戦時における公債収入により強く規定され、他方西独ではその様な債務は通貨改革で棒引きされた。

更に、公債残高比率の大小が、その時々における新規起債が擁護し得るかどうかの判断に使用されると、このような比率を用いる危険性は、いっそう増大する。好景気の時には特に新規起債の価格作用および分配作用が通常大変不利であると判断され得るので、相対的に低い公債残高の場合でも信用収入は度外視されねばならないし、逆に……例えば不況の時……公債残高が高い場合でも信用の新規取得は大変望ましい、という場合があり得る。

5. 公債費比率

公債費比率は、元来、特殊な支出シェアと見なされるべきものである。その際、2つの基本的な計算方式がある。狭義には、その公債費割合の中に単に利払費のみを考慮し、それの社会生産物または……通常そうであるように……国家支出全体に対する比率を計算する。後者の比率においては、国家が以前の信用調達に基づいて利子支払いのために引受け、国家の現在の支出余地を相応に狭めている国家の負担が表現される。公債に対する利子支払が租税優遇されるか免税である限り、公債費シェアは、租税減収額はそこには考慮されないから、この負担を不完全にしか反映しない。

公債費に償還費が含まれると、比率の表現価値は疑わしくなる。いずれにしろ、もし算定するとすれば、原則として純償還のみを、即ち公債残高の絶対的減少のみを国家支出と見なすことが必要である。償還総額には、マクロ経済的には国家支出ではない回転信用も含まれから、比率計算の際に全ての償還を公債費に組み込むことは誤りである。

第5節 景気循環と国家シェアの変動

国家シェアは、趨勢的に変化するのみではなく、短期的・循環的にも変動する。この点について、答申は次の諸点を指摘している。

不況期においては国家シェアは増大するのが通例であるが、その理由として、一つには、安定 化政策として国家支出が拡大されること、第2として、国民総生産の相対的(潜在生産力との関連 で)もしくは絶対的な減少が生ずることが、あげられる。即ち、国家が、(原則としてリセッション 中でも拡大し続ける) 潜在生産力にのみその支出政策の基準を合わせている場合、一般的国家シェ アは上昇する。その上、安定化政策上の観点から民間部門の需要減退を少なくとも部分的に相殺 するため国家支出が追加的に引き上げられるなら、国家シェアはなお一層増大する。その場合、 リセッション中の国家シェアの上昇は、安定化政策上の努力の一指標と見なし得る。

景気上昇期にはしばしば国家シェアの低下がみられるが、この変化の発生は景気後退期における国家シェアの変化に比べると遥かに不確かなものである。確かに、財政政策が安定化目標に照準を合わせているなら、先行した不況期に需要刺激のためにとられた追加的支出は少なくとも削減され得る。しかし、具体的な財政政策的な考慮において安定化目標が、常に政策当局の行動を規定するほどに高い位置を与えられているか確かではない。安定化目標以外の他目標が実現されると、場合によっては、景気上昇期において潜在生産力に比べてさえ国家支出が増大することが起こり得る。

景気循環過程全体を通じて国家シェアが安定化政策から見て妥当な形で変動する,という判断は下し得ない。国家シェアの短期的な景気循環に規定された変化から長期的な動向を推量することは,許されるものではない。なぜなら,景気の GNP への影響は,国家シェアの値を大きく変える可能性が高く,国家シェアの長期的趨勢を判断する場合には,循環的変動は少なくとも基準数値から除外して計算されねばならない。

おわりに

以上が、西独の1970年代における国家シェア概念の算定・使用をめぐる議論の検討からの得られる成果である。そこには、どのような意味でこの概念を使用し得るか、またその際の留意点は何であるかが示されている。

まず、国家活動の多面性を数量的に、しかも比較的単純な比率で示すことの限界が明記されなければならない。その上で、構造変化・発展の第一次的な実態把握の指標としての有効性は確認できよう。しかし、大小さまざまのレベルの問題点を孕んでいる。

最も重大な問題点は、公共部門の活動が基本的に市場機構・価格機構の媒介なしに行われることと関わって、国家・公共部門活動の評価が直接にアウトプットを対象にして行い得ないこと、そのためにインプットを代用すること、またその提供する財サービスの利用について曖昧な概括的処理と前提を置かざるを得ず、従って生産性の直接的評価の不可能性とそれに規定されて、名目値の実質化が極めて曖昧にしかなし得ないということである。このことが国際比較においても1国の時系列的発展の分析においても、特に歴史的期間が長くなるほど、また物価安定維持が困難になるほど、この概念の使用とその有効性を制約する。

それらの制約を各種の代替的方法で迂回して、各種の国家シェアを分析の指標とする場合に、公共部門の範囲とその支出・収入の範囲および帰属年度の基準のあり方が問題となる。特に、支出・収入とも、総額を問題にするだけでなく、幾つかの分類基準で分類して一般的・全般的比率ではなく特殊比率を使用する場合には、合理的かつ歴史的・国際的に普遍的かつ不変の基準が用いられる必要がある。その点で現実の統計における基準の国際的な相違と区分制度の変更は、特殊比率の有効性をかなり大きく制約する。

分母を構成する基準値の取り方では、基本的に市場価格表示のグロスの国民生産が、従って

GNP が最適であると考えられる(ただし、要素費用表示の国民純生産=国民所得の基準値としての適格性については前記のように見解が別れている)。

支出サイドと収入サイドの国家シェアについては,方法論的には基本的な差異はないが,租税 負担割合の算定においては,通常使用される国民所得は基準値(分母)としては正しい構成比を 算出させないことは留意すべきであろう。また,公債に関連するシェアについては特に注意が必 要である。

以上の諸点を考慮し、一定の不明瞭性を不可避的に伴なうことに留意して、国家シェアを実態 分析の手段としてする場合も、基本的に第一次的、表面的な接近の統計的な1手段にすぎず、変 化・発展の過去の事実を捉える1手段ではあるが、変化の原因については何も語らない故、その 他の分析手段による補完が不可欠である、ということは明らかである。

なお、実態分析を超えて、政策規範として、また長期的計画の目標値として、この比率を用いる際には、この概念の持つ制約がより以上に重要性を増すことは西独の論議からのもう一つの重要な教訓である。

- 1) K. Littmann, Definition und Entwicklung der Staatsquote, 1975. S. 6, 10.
- 2) SPD の長期プログラムは、1972年 6 月に同年の11月末から12月はじめにかけてハノーバーで開かれる党大会に向けての検討草案(Entwurf eines ökonomisch-politischen Orientierungsrahmens für die Jahre 1973-1985)として出され、党内外の論議の後、1975年に1975-1985年の10カ年計画の第 2 次案が出された。その経済的枠組みの特徴について、ラーマイヤーは次のようにまとめている。経済的枠組み策定の特徴は次の 3 点である:① 将来の経済成長の予測。独自計算をせずに連邦政府の予測を前提にする。国民総生産の動向はその将来の支出構造にとっての照準数値となる。② GNP に対する国家支出の割合(国家シェア)を約29%から34%に引上げる。それより少ない国家シェアでは、民間経済の成長を図り、緊急の国家支出をファイナンスするのにするのに不十分であり、それより高い国家シェアでは、民間経済の増大を窒息させるかもしれない。まさに34%の割合が企図された成長と国家支出のファイナンスを保障する。意図した成長目標を危険に陥れないためには、民間需要の相対的減退が消費支出の犠牲において進まねばならない。③ 国家シェアにより表示された資源枠組みの内部で政策的優先度に応じて、個別の国家任務のシェアが確定される。その際、見積もりは貨幣的にでなく実物経済量で行われる。

経済的枠組みの論理構成の特徴は次の3点である:① 市場経済・社会過程のネガティブな作用の結果の一つとしての住民に対する公共財政サービスの相対的過少供給を克服するために、そして、民主的社会主義の基本価値にアプローチするための、積極的社会形成の将来政策の中心的経済条件として、国家支出のシェアが増加しなければならない。国家シェア上昇への要求は経済的枠組みの中心である。② 国家シェア上昇は急速な経済成長によって容易になる。社会生産物の成長率が高ければ高いほど、それだけ国家シェア上昇にも拘らず民間消費の増加が大きくなる。高い成長率は、国家シェア上昇と改革プログラムの最も重要な前提である。③ 将来における高い成長率は、要素生産性が上昇する場合にのみ保障され得る。そのためには、高い民間投資が、特にインフラに対する公共投資が必要である。後者は、計画的かつ目標を持った改良政策のための中心的てこである。Fritz Rahmeyer、"Ökonomische und politisce Hemmnisse einer Erhöhung der Staatsquote"、1975、S. 25-31.

なお,次の文献は、SPDのものを含む各種の長期計画について、物価上昇率(国民総生産と国家支出の両方の)と税収弾力性の各種の想定の下で、国家シェア見通しの計算方式の検討を行っている。 E. F. Willms, Die Finanzierung der Staatsausgaben bei steigenden Preisen, in: Finanzarchiv, N. F. Bd. 31 (1973), S. 446-460.

- 3) 臨時行政改革推進審議会最終答申(1990年4月18日)は、「第2 行政改革の主要課題と改革の基本方向」の「第1 国民負担の増大抑制と財政の運営方針」において、「(1) 国民負担の水準の目標」について、次のように述べている。「国民の公的負担について、租税と社会保険料を合わせた国民所得に対する比率(国民負担率)は、高齢化のかさむピーク時(2020年頃)においても50%を下回ることを目標とする。国民負担率は…今後、制度の改革がなされなければピーク時には50%をかなり上回ることも懸念される。……21世紀の初頭の時点においては、国民負担率は40%台半ばをめどにその上昇を抑制すべきである」。「国の予算」平成2年版、1147頁。
- 4) 西独で主として70年代前半に国家シェアをめぐる議論が高まった理由としては、先進資本主義国共通の事情(世界恐慌,国家シェアの上昇,財政赤字・構造赤字の急拡大)の他に、1969年に自由民主党 FDP との連立で政権のイニシャティブをとることになった SPD の改革・改良政策(その中長期的具体化としての長期プログラム)との関連があると言えるだろう。国家シェアに関するに西独における議論については、① 国家シェア概念とその計量的計測の方法、② 国家シェアの統計的数値の確認作業、③ その一環としての弾力性分析、④ 国家シェア変動の諸要因分析、特に増大要因の検討等についての議論があるが、本稿では、主として、①の論点に焦点をあてる。

その点で、西独における議論の経過を特徴づけるなら、連邦大蔵省学術諮問委員会の1976年7月2日付けの「国家経済比率の表現能力に関する答申」(Der Wissenschaftliche Beirat beim Bundesministerium der Finanzen; "Gutachaten zur Aussagefähigkeit staatswirtschaftlicher Quote vom 2. Juli 1976". 出典は、"Der Wissenschaftliche Beirat beim Bundesministerium der Finanzen, Gutachaten und Stellungnahnen 1974-1987", 1988, S. 139-168. 以下,本書は "WBBF, Gutachten und Stellungnahmen" と略称する)が注目される。この委員会は、連邦政府の財政政策に大きな関わりを持ち、その見解はその他の研究者の論文とは異なる位置付けが与えられる。しかし、研究者の間での国家シェアを巡る議論は、この答申の前からかなり活発に行われており、答申はそれらの議論の成果を要領よくかつ最大公約数的にまとめたものと言える。

答申以前の主要文献としては、後述の Albers, Bombach, Littmann, Rahmeyer, Zimmermann 等のものが、答申以後には、Felderer, Lang, Eping/Speyer, Schoppe/Porschen 等のものがある。

- 5) A. Wagner, Lehr-und Handbuch der politischen Oekonomie, Vierte Hauptabteilung: Finanzwissenschaft, Erster Theil: 3. Auflage, 1883, S. 76.
- 6) ツィンマーマンは,支出集約度 Ausgabenintensität という概念で,国家活動・国家の任務がどの程度,国家支出に体現されるかの問題を表現し,Ausgabenintensität の測定問題をも検討している。 H. Zimmermann, Die Ausgabenintensität der öffentlichen Ausgabenerfüllung, in: Finanzarchiv, N. F. Bd. 32 (1973). S. 1~20.
- 7) 数量化できない国家活動の事例,あるいは民間経済への影響は基本的に変わらないにも拘らず国家シェアが変化する事例について、注4)で示した委員会答申は、民間企業の身体障害者雇用義務についての法的規定、法律的規定による社会保険の事業主負担割合の引上げと賃金継続支払の社会保険機関への移転、徴税活動における行政機関による直接徴収と民間による代理徴収との差異、環境保全問題に関する費用支出の法令による民間化を指摘している。WBBF, Gutachten und Stellungnahmen, S. 144.
- 8) アルベルスは、国家活動の間接的作用という表現の下で歳出・歳入額の変化として現れない作用について述べている。W. Albers, Der Umfang der staatlichen Tätigkeit und ihre wirtschaftlichen Wirkungen, in: Weltwirtschaftliches Archiv, Jg. 77 (1956, Ⅱ). S. 230~232.
- 9) この点は、わが国の公共部門・国家の役割を検討する場合には特別に重要であろう。わが国の公共部門の具体的分析は本稿の対象ではないが、国家シェアの面からすると「小さな政府」であるわが国の公共部門が、財政統計等に数量的に現れない国家部門・行政機構の諸活動を視野にいれると、本質的に「大きな政府」としての特徴を備えていることは注目しておくべきことであり、その点が最近の

官僚機構のあり方・役割,行政指導の是非,規制緩和問題で中心論点の一つであることは周知のことであろう。ただし、「大きな政府」と言っても、産業面で「大きい」反面、福祉面で依然として「小さい」という構造であるとの批判が多様な形でなされ、また産業活動面での「大きな政府」が当の産業側から規制の緩和が求められているように再編成を迫られていることも周知のところである。

国家シェアが低いことは、形式論理的には次の3つの可能性を意味している。すなわち、① 国民経済・生活の次元自体に公共部門の介入を必要とするような問題の発生が相対的に少なく、市場メカニズムが経済社会全体の運行を比較的よく調整できている場合。または、旧来の共同体的諸関係が作用して、公的ニーズにまで至らない私的・民間的処理の形態が機能する場合。② 公共部門の介入を必要とするような問題が、民間部門においてかなり発生しているが、公共部門の介入が主として立法的措置によって行われて、財政的支出・収入の形をとならい形態が相対的に多く用いられている場合。③ 公的介入の必要性も高く、非立法的措置による関与の必要性も潜在的には高水準であるが、潜在的必要性を顕在化させる政治的意思決定過程の特殊性(国民的意思決定参加システムの不成熟等)により、十分な顕在化に至っていない場合。

これらのいずれのケースにあたるかによって、国家シェアの水準の低さが異なった意味を持つことは明らかである。国際的にみて相対的に国家シェアが低いわが国の場合、上記の3つのケースのどれもが関連していると思われるが、その詳細な分析(どの要因がどの程度作用しているかの分析)は、本稿の課題の範囲を超える。

- 10) 直接行政を担当するものとは距離のある具体的な行政関連諸機関を国家・公共部門に含めるかどうかの問題について、ハーメルは次のような具体的な例示をしている。社会福祉施設(老人ホーム、盲人施設、無宿者収容所等)、青少年保護施設(教育ホーム、青少年育成施設等)、保健施設(病院、精神・神経病施設、産院等)、その他特定の公共団体施設(家畜飼育場、屠殺場、市場、消防、埋葬施設)等は、国家部門に入る。輸入=貯蔵場(倉庫)、自治体の公益事業、交通事業、港湾管理局、中間的財務機関(公法上の会議所、教会等)等は、国家部門に入らない。州の住宅建築促進機関とドイツ公共事業公社は信用機関に属する。G. Hamer、Revidierte Konten der Volkswirtschaftlichen Gesamtrechnungen, in: Wirtschaft und Statistik, 1970, S. 282-283.
- 11) アルベルスは、前掲論文で次のような公共部門の規定を与えている。「公共部門の研究は原則として次の分野に限定される。① 公共団体の財政、② 社会保険、③ 特別基金およびその他の財政自主権を持つ独立の公的団体(1. その活動が経済生活に影響し、2. その財政規模が景気政策上重要性を持つ程度に達しているものである限りで)」として、具体的に西独については、当時の現実に規定されつつ、「1. 連邦、州、市町村の財政、2. 社会保険機関の決算数値、3。負担調整基金および投資助成法に基づく資金」をあげている。W. Albers, a. a. O., S. 193.
- 12) 前記の答申は、国により公共団体と社会保険機関との間の事務執行上の分担関係が異なる(西独では社会保険機関が実施している業務を直接行政で行う国がある)ので、国際比較の場合には、社会保険機関を公共部門に含めて取り扱わないと正確な比較にならないと述べている。WBBF, Gutachten und Stellungnahmen, S. 145-146.
- 13) 本節の叙述は、特に次の諸文献(の該当箇所)に依拠している。
 - W. Albers, a. a. O., S. 176-234.
 - G. Bombach, Staatshaushalt und Volkswirtschaftlichen Gesamtrechnungen, in: Finanzarchiv, N. F. Bd. 17 (1956/57), S. 344-381.
 - H. Bartels/I. Sievers, Der Staat als Teil der Volkswirtschaft 1950 bis 1959, in : Wirtschaft und Statistik, 1961, S. 135.
 - Littmann, Definition und Entwicklung der Staatsquote, 1975, S. 26-55.
 - G. Eppig/E. P. Speyer, Probleme langfristig wachsender Staatsaktivität, in : Wirtschaftsdienst, 1975-6, S. 317-322.

Eva Lang, Staatawirtschaftliche Quoten, in: Wirtschaftsdienst, 1976-10, S. 529-536.

- S. G. Schoppe/D. Porschen, Zur Problem der Messung staatlicher Wirtschaftsaktivitäten, in : Wirtschaftsdienst, 1977-7, S. 366-372.
- C. Leipert, Staatskonsum, staatliche Investitionen und die Produktivität staatlichen Handels, in : Wirtschaftsdienst, 1979-3, S. 147-152.
- 14) リットマンは、その極端な(しかし、全く非現実的とは言えない)事例として公務員の宿直を例にあげて次のように述べている。「公務員の宿直は、それに応じた俸給額において制度必然的に社会生産物へのプラスの貢献となる。何故なら、公共財の価値は物件費および人件費の額と等置されるから。それに対し市場価格評価の場合には結果は異なる。同じく宿直をする民間職員は、社会生産物に何の貢献もしない。彼の給料は支払われるが、しかし、彼はその睡眠中に何の財貨も生産しないので、彼の宿直は企業家利潤の減少として現れる。」Littmann、a. a. O., S. 44, 54.
- 15) Littmann, a. a. O., S. 43.
- 16) Littmann, a. a. O., S. 133-141.

なお、フェルデラーは、リットマンとは違って、財政統計の1950-72年(1970年の統計制度の改正のため、1972年までしか1950年からの連続統計数値が得られない)の名目値を実質化することを試みている。その際、人件費から償還費までの15項目の経費分類のそれぞれに適当な価格指数を適用している。即ち、社会保険機関への交付金、年金および扶助支出の2項目には生計費指数を、補助金および価格調整費の項目には生計費指数60%と固定投資価格指数40%で構成する価格指数を、目的団体およびその他団体への交付金、利子、貸付金、参加、積立金および資本資産、償還費、その他の7項目の経費にはGNPデフレーターを、建物および大規模修繕には建設費指数を、不動産の維持費・修繕費と動産の新規取得の2費目には工業価格指数を、土地取得費には土地価格指数を適用して実質化をしている。なお、残った人件費については、人件費総額(恩給と年金を除く)を公的部門就業者数で割って独自の指数を計算して、それを適用している。B. Felderer, Die reale Staatsquote, in: Finanzarchiev, N. F., Bd. 35(1977)、S. 411-414.

- 17) Littmann, a. a. O., S. 145-148.
- 18) 「国家的給付のアウトプットを量的に把握することが上記のように困難であるために、この生産性上昇の程度は正確には知り得ない。同じような構造の民間部門における、特にサービス部門における生産性上昇が、一定の情報を提供するであろうが、民間部門における値を公共部門に転用することは、十分な信頼性を持ち得ないだろう。国家部門における生産性発展についての仮定のおき方によって、国家部門インプットの実質化した時系列の流れは、多かれ少なかれ、国家部門アウトプットの実質化した流れとは異なる。従って、実質国家シェア(分子に実質化され生産性上昇との関連で調整された国家の財貨サービス支出を、分母に実質 GNP を用いる)は、充分に信頼できる指標とは言えず、国家的給付のアウトプットは時の経過の中でどのように展開するかという興味深い疑問に一義的には答えることが出来ない」。WBBF、Gutachten und Stellungnahmen、S. 158-159.
- 19) WBBF, Gutachten und Stellungnahmen, S. 159.

なお、ラーマイヤーは、委員会答申以前に、国家部門と民間部門とにおける価格上昇の動向の比較を行い、構造効果(経済全体の価格が安定しているのに国家の需要する財貨の価格上昇が存在すること)と価格効果(経済全体のインフレ率に依存して国家の需要する財貨の価格上昇が生ずること)を区別し、国家部門における価格上昇の実証的分析に(フェルデラーの言によれば……a. a. O., S. 409.)はじめて成功したが(a. a. O., S. 93-99, 101-110 および F. Rahmeyer, Preisveränderung und Erhöhung der Staatsquote, in: Konjunkturpolitik, 1975, S. 232-253.)、そこからの国家シェア論議への帰結として次のように述べている。「価格構造効果の結果、国家シェアは、それが実質的に一定不変であるためには、名目的には上昇しなければならない。他方、名目国家シェアが一定であるということは、公共財政の実質的なサービス供給が低下していることを意味している。この事態は、名目国家シェアのほかに実質国家シェアを算出する必要を示している」(a. a. O., S. 107)。

なお、構造効果と価格効果との区別と関連というこの問題については、フェルデラーも大きな関心

を示して、国家支出の価格指数を計算するそれまでの3つの試み(Ifo 研究所、Oberhauser、ドイツ連邦銀行)を検討し、それぞれの限界を明らかにした上で、前記のような独自の価格指数計算を行い、ラーマイヤーとは異なる仕方で実証的・統計的に構造効果と価格効果とを区別する作業を行なっている(a. a. O., S. 427-431)。

20) WBBF, Gutachten und Stellungnahmen, S. 140-141.

なお、ボンバッハは、真正の構造比率と真正でない構造比率について、次のように論じている。「真正の構造比率は、個別の部分量が上位の総量の構成部分の一部をなしている限りでのみ、計算され得る。技術的に言い換えれば、構成比の測定に際して、分数の分子は分母の構成部分でなければならない。例えば、市場価格による国民純生産は、民間消費、経常国家支出、純(民間及び公的)投資と対外余剰からなりたっている($E=Cpr+Cst+I+X\cdots$ 2式)。2式から真正の構造比率は直接導出し得る。国民所得に対する国家の割合を規定する際、または租税負担の国際比較の際によく用いられる比率基準 [分母] は要素費用での国民所得である。……一般的分母としての要素費用所得は、……Ohlsson が言うごとく、しばしば、対置を通じて他のあるものの特徴的な数量を明示するために、新聞で利用されるマッチ箱の役割を演ずるに過ぎない。よく行われるように要素費用所得に対して総税収を関連づけると、 $r_1=($ 直接税+間接税)/(所得-間接税)[3式] が得られる。分子に含まれている間接税は分母からは除かれ、同時に、国家に流入した移転の一部は再度民間部門の家計への扶助支払いと企業への補助金の形で還流すること((Tr))が考慮されていない。3式を真正の構造比率に直すために、NATO は、その成員諸国の比較のために、次の4式を選択した。(Tr)1に直接税+間接税(Tr)1に向けると、(Tr)1に対するによりには接続といる。(Tr)1に対するによりには対するによりには対するには、(Tr)1に対するによりには対するには、(Tr)1には、(Tr)1には、(Tr

また、リットマンも、統計学の文献を参照しつつ、分数、比率には統計数値の構造について説明を与える構成比と単に2つの相互に内的従属関係のない(しかし対置され得る)数量の比率を示す関係比とがあることを述べ、後者の例として、「1平方キロメートル当たりの人口」、「一人当りの国家支出」をあげ、これらの関係比も事態適合的に視角が設定されているなら、1国の期間を隔てた構造的発展や国際間の構造的相違についての説明を与え得る、と述べている。Littmann、a. a. O., s. 56-57.

ラーマイヤーは、国家支出総額を GNP で割った比率は真正の構成比ではなく、移転支出の二重計算が行われているので、それを避けるには国家支出から移転支出を除いた実支出(国家消費+公共投資)のみを分子にした割合を出すことが必要であることを述べているが、彼は続けて、実支出比率という純粋に実物経済的に規定された国家シェアによって国家部門とその対民間部門活動の作用が適切に示されるかどうかは疑わしいと述べ、その理由を、移転支払いとそれによる民間部門の支出促進が民間部門経済活動に、従って GNP 水準に影響するから、景気政策的・成長政策的視点から考えると実支出シェアによる表現は限界があると説明している。F. Rahmeyer, Ökonomische und politische Hemmnisse einer Erhöhung der Staatsquote, 1975, S. 40.

- 21) WBBF, Gutachten und Stellungnahmen, S. 148-150.
- 22) "Gutachten und Stellungnahmen", S. 150-152. なお,委員会の少数派は、全てのケースで基本的に GNP を基準値・分母として推奨する多数派に反対して、国民生産物がどの程度国家の財政経済行為によって影響されるかが問題となる場合には、国民総生産よりも要素費用での国民純生産(国民所得)の方が適当であると判断している。a. a. O., S. 151.

リットマンは市場価格評価の GNP を優先する理由を、間接税問題と減価償却費問題に区別して、説明している。すなわち、間接税を含む方を優先する理由としては、① 分子が支出の場合は要素費用集計でも市場価格集計でもどちらでもよいが、分子が租税額の場合、間接税を含まない要素費用集計では真の構成比率とならないので、市場価格集計のみが有効である。② 直接税と間接税の税収割合が変化することにより基準値が変化することは好ましくなく、特に国際比較の際には障害になる。次に、減価償却費を含む方を優先する理由としては、① 減価償却額を正確に把握し市場価格集計から除外して純計額を計算することは技術的困難を伴う。② どんな種類の分子との対比をする場合で

- も、できるだけ分母が広い範囲の値をとる方が真正の構成比率を形成させやすいというメリットがある(ただし、生産性分析及び価値創出の配分の分析には、要素費用による評価の方が優位性を持つ)。 Littmann, a. a. O, S. 61-65.
- 23) WBBF, Gutachten und Stellungnahmen, S. 152-153.
- 24) この点で、委員会答申は、デンマークにおける保健制度に対する公的支出の割合が西独のそれに比較して遥かに高いということの意義に関連して、このことは「必ずしもデンマークの方が保健制度のより高水準の給付がなされていると結論づけることは出来ない。比率の高さの違いは、むしろ別の要因によって生じている。例えば、デンマークでは、医師と介護者はより高い給料を受取り、薬剤はより高い価格で取り扱われているので、西独よりも遥かに高価なものにつく、ということが考えられる。また、西独では他の費目に入っている支出がデンマークでは保険制度の支出になっていることも考えられる。最後に、その違いは、比較対象諸国において同程度の水準の保健制度において異なる担い手(公的、民間共同利用的、営利的等の担い手)が保健サービスに非常に異なる仕方で従事しているという事情に基づいている可能性がある」と述べている。WBBF、Gutachten und Stellungnahmen、S. 156-157.
- 25) WBBF, Gutachten und Stellungnahmen, S. 161-162.
- 26) WBBF, Gutachten und Stellungnahmen, S. 162-164.
- 27) WBBF, Gutachten und Stellungnahmen, S. 194.
- 28) WBBF, Gutachten und Stellungnahmen, S. 1164-165.
- 29) WBBF, Gutachten und Stellungnahmen, S. 165-166.
- 30) WBBF, Gutachten und Stellungnahmen, S. 159-160.
- 31) 委員会答申は、ここでいわゆる 5 賢人と言われる「経済社会発展専門家委員会」Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung が、その年次経済報告1971年版 Jahresgutachten 1971, Z. 329 において提起した景気中立的予算の考え方の基礎となった潜在生産力との対比で国家支出を捉える発想に関して、次のように述べて、疑問を呈している。「専門会員会は、国家シェアの算出に際して、国家支出を潜在生産力との関連で捉える方法を開発して、景気変動要因を GNP から除去して計算する方法を提供している。しかし、景気政策上の理由から国家支出の発展が潜在生産力の展開と同じ方向に向けられないとしても、専門会員会の国家シェアの計算からは長期的趨勢への何等の信頼し得る逆推論を引き出すことはできない。何年にもわたる各種の国家シェアの評価に際しては、常に景気状態が考慮されなければならない。特に、考察期間の最初と最後の年の設定の仕方は、大変重要である。」 a. a. O., S. 160.
- 32) フェルデラーは、実質国家シェアを1950-72年について算出して、1955-69年の期間に実質国家シェアが30.3%と32.9%の間を変動し、その特徴として、成長率が高いときには国家シェアは低下し、成長率が低いときには国家シェアが高くなることが確認できるとし、その理由について、2点を指摘している。即ち、一つは、反循環的支出政策の作用であり、もう一つは高成長期におけるインフレの構造的特質(GNP全体のインフレ率よりも国家需要のインフレ率が一定ポイント高い)とそれによる実質国家シェアの低下である。ここには、景気変動と名目国家シェアとの関連を論ずる前記の委員会答申の視点では欠落している問題(構造効果と価格効果との区別と関連という問題)が考慮の対象になっている。Felderer、a. a. O., S. 414-416.